

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|---|------------|---|
| (1) | 廃棄物の処分施設は、放射性廃棄物であるとないと問わず、迷惑施設であると認識されているが、関係行政機関等は、廃棄物の処分施設の立地と運用に当たっては、その計画段階から、この認識が誤りであると言えるように万全を期すとともに、この処分の必要性や安全性について国民が学習できる機会や双方の情報交流の機会等を充実するなどして、相互理解活動を推進していくべき。人類が生きていくためには、廃棄物の処分は必須の活動であり、これに係る科学技術を含む知識は、廃棄物の処分に関する決定に参加することになる国民の基礎知識の一部を構成すべき。処分された放射性廃棄物や産業廃棄物には世代を超えて管理されるべきものがあり、処分についての考え方等を将来の世代に正しく伝える観点から、次世代層への教育も適切になされることが重要である。関係行政機関等は、このことが喫緊の課題であることを深く認識して、放射性廃棄物の処理・処分に関する学校教育や市民の学習機会整備の在り方について協議するとともに、教育機関とも対話してそれぞれの役割分担を定め、その役割が着実に果たされるように力を尽くしていくべき。 | 文科省 経産省 | 文部科学省では、学校教育の場における原子力教育の取組を支援する体制の整備を行い、原子力教育の充実・強化による理解増進を図っている。 日本原子力研究開発機構(JAEA)では、深地層の研究施設等の研究施設の公開や研究成果の発表、報告会などを通じて、高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発に関する国民との相互理解促進を図っている。 |
| (2) | 関係行政機関等の今後の取組には、平成20年(2008年)3月に閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び計画の改定において最終処分の開始時期については変更を加えなかったことに示された取組の推進に対する強い決意及び次の指摘が反映されるべき。 | | |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|---|------|---|
| ① | <p>処分事業の実施主体としてのNUMOは、処分事業に係る知識管理活動の観点も踏まえて、研究開発機関等との連携の下にリーダーシップを發揮し、地質学、放射化学、地球科学、原子力工学等の科学技術の新たな知見を踏まえて安全な処分の実施に係る技術的信頼性に関する技術報告をとりまとめ、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関の評価を得て公表するとともに、この説明がいつも最新の知見を踏まえているものであるようにするために、これを定期的に改定していくべき。</p> <p>国、NUMO及び研究開発機関等は、国民に対して、地層処分に関する研究開発や技術開発に関して、こうした報告を踏まえてその全体像を明らかにした上で、それぞれの取組の進捗状況や将来の見通し等について分かりやすく説明していくべき。</p> <p>国及びNUMOは研究開発機関と連携してこれらの有する研究開発施設を処分の安全性についての国民との相互理解活動に効果的に活用していくべき。</p> | 文科省 | JAEAでは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び計画の改定を踏まえ、瑞浪・幌延の深地層の研究施設において、地下での研究や見学に活用できる水平坑道の整備を進める、東海の実験施設の公開などにより地層処分に関する研究開発の現状や計画を説明し、地層処分に関する国民との相互理解促進への貢献を強化している |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|--|------|-------------------|--|
| | | 経産省 | <p>処分事業を推進するための取組の強化策の中においては、国民理解に資する研究開発の推進が上げられており、これに基づいて、取組を強化している。</p> <p>平成20年(2008年)度から深地層研究施設を活用した地層処分概念の体感設備の整備やシミュレーション技術を利用したバーチャル処分場の整備を開始している。</p> <p>また、JAEAが中心となって整備している深地層研究施設などでの地層処分に係る基盤研究開発を引き続き着実に推進中。</p> <p>さらに、本年5月に放射性廃棄物処分技術ワーキンググループにおいて地層処分研究開発に求められるものと、その進捗状況をレビューした上で、①地層処分技術の信頼性等のより一層の向上、②関係機関間の更なる強化、③地層処分研究開発に関する国民との相互理解の観点から報告書（放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間とりまとめ-地層処分研究開発に関する取組について-）を取りまとめた。</p> <p>NUMOは、NUMOの技術開発や国の基盤研究開発など、2000年以降の技術の進展に基づき、処分事業実施主体の観点から、技術の進展を包括的にまとめ、技術の信頼性を示す報告書を、2010年技術レポート(仮称)として平成22年(2010年)を目途に取りまとめる予定。このうち、安全な地層処分事業を実現するための事業への取組については、安全確保構想を先行して平成21年(2009年)度内に取りまとめる予定。これらは、第三者機関として日本原子力学会の評価を経て公表する予定。また、国民に対しわかりやすい広報版資料を作成し、相互理解活動等に活用する予定。</p> <p>また、地層処分技術に関してリーダーシップを發揮する観点から、国の地層処分基盤研究開発調整会議のメンバーに加わり、国の基盤研究開発に対してNUMOのニーズを提示すると共に公表する予定。</p> |
| (2) 後世代に影響を及ぼす可能性のある廃棄物の処分について後世代に負担を残さないことが我々の責務であるという考え方がある一方で、現世代が今の時点で全てを決定してしまうのではなく後世代がその世代における諸条件の下で一定の決定をする余地を残しておく枠組みを設けておくことも重要な考え方もあることを踏まえて、我が国では処分場の閉鎖に至るまでの幾つかの段階を進めるためには、各段階においてその時 | | 内閣府 (原子力安全委員会) | 原子力安全委員会では、平成19年(2007年)5月7日付けで報告書「特定放射性廃棄物処分に係る安全規制の許認可手続と原子力安全委員会等の関与のあり方について(中間報告)」をとりまとめて、ホームページで公開している。また、当該報告書を踏まえて経済産業省が法改正を行う等の制度整備を実施している。 |
| | | 経産省 | 処分地の選定は3段階の調査・選定プロセスを経て行われ、調査結果に基づく基本設計に対し国による安全審査・事業許可がなされ、それ以後も、定期的(許可を受けた日から20年を |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|---|--|---|
| | 代の最新の知見等により国が安全の確認を行うように設計されていることについて、国及びNUMOは国民に対して十分な説明を行うべき。 | | 超えない期間ごと)に国から安全レビュー受け、事業廃止(閉鎖完了)時にも国による確認を受けるように制度設計がなされている。これらについて、引き続き相互理解活動の場などを通じて説明していく。 |
| ③ | 高レベル放射性廃棄物の処分場の立地は、国民全体に利益をもたらすので、立地に取り組む地域には利益の衡平の観点から合理的な範囲で、当該地域の持続可能な発展に資する地域自らが発案する取組に国民が協力していくことについて、関係行政機関等は、国民との間で相互理解を深めていくべき。 | 経産省 | <p>資源エネルギー庁は府内に「地域振興構想研究会」を設置し、地域が将来の発展の姿を主体的に検討する際の参考として活用できるように、処分事業と地域振興プランについての報告書を平成20年(2008年)9月に取りまとめた。</p> <p>報告書では、地域にもたらす経済的メリットを提示するとともに、地域振興プランとして、医療・福祉、農林水産業、エネルギー関連産業等、16テーマに基づき、約160の実例を提示。分かり易い広報媒体を作成し、全都道府県知事及び市町村長に配布し、理解促進活動を継続中。</p> |
| ④ | 国は、諸決定が公開で行われ、そこで多様な意見が議論されるように工夫すべき。 | 内閣府 (原子力委) 内閣府 (原子力安全委員会) 文科省 経産省 | 国は、高レベル放射性廃棄物の処分を含め、原子力政策の決定に関しては公開審議しており、その審議状況および結果についてはホームページにて公表するなど透明性の確保に努めている。 |
| | 原子力委員会や関係行政機関等は、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して意見を求めることが等により、国民が信頼できる科学的知見に基づく情報の提供等が行われることについて検討していくべき。 | 内閣府 (原子力委) 文科省 経産省 | 今後、高レベル放射性廃棄物の処分に係る方針等の検討に際しては、原子力学会等に意見を求めて行くように努める。 |
| ⑤ | 廃棄物小委には、関係行政機関等の取組に対する第三者評価機関としての役割を期待されることを踏まえて、引き続き、定期的に関係行政機関等の取組状況に関する的確な評価と評価により明確となった問題点に関する原因分析を行い、改善を求めていくことを期待する。 | 経産省 | 平成20年(2008年)9月には、放射性廃棄物小委員会を開催し、国、NUMO、電気事業連合会の処分事業の取組状況についてフォローアップを行った。この中では引き続き、処分事業の必要性や安全性に関する広聴・広報活動を実施するとともに、関係機関は切迫感を持って推進していくことを確認した。平成21年度も本小委員会においてフォローアップを実施する予定。 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|--|---------------|--|
| | 原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物処分懇談会の報告書が「国は、選定の各段階において、事業計画や選定過程の妥当性などについて、技術的な観点及び社会的・経済的観点から確認する。そのさい、公正な第三者によるレビューの仕組みを考えておく必要がある。」としていることを踏まえて、今後のこうしたレビュー活動を注視していくとともに、必要に応じて、今後の取組における第三者機関の必要性等についても、関係行政機関の意見も聴きつつ、検討していくべき。 | 内閣府 (原子力委) | 廃棄物小委は昨年9月以降開催なし。今後とも各機関の取組を注視。 |
| ⑥ | NUMOには、処分事業の実施主体としての使命感の下、合理的な実施方策を企画・推進する責任があるので、技術開発能力を始めとするこれらの業務を企画・調整するのにふさわしい人員・組織とその管理・運営が求められる。NUMOは使命感と実施方策、人材を得ずして、この事業は推進できないことを深く認識し、十分な資源を計画的に投入していくべき。NUMOの運営に関する重要事項を審議する評議員会の評価機能の充実を図るべき。 | 経産省 | <p>NUMOは、処分事業の進展や技術力の維持・向上を鑑み、長期的な視点に立ち、人材の確保および育成などを計画的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保については、各事業段階毎の人員見通しを明確にし、技術力の維持・継承の観点から、技術系の経験者の採用を平成21年(2009年)度から開始した。また、技術系新卒者の採用については、平成22年(2010年)度から開始する。これらの採用は、今後計画的に継続していく。 評議員会の評価機能充実化として、体制・運営の強化を図った。具体的には、評議委員に女性科学ジャーナリスト1名を新たに追加するとともに、原子力施設立地地域の元首長や前東洋町長との意見交換を実施することなどによって運営面を強化した。8月には地層処分地が決定したスウェーデンを視察し、決定に至る経緯等について実施主体との意見交換を実施した。 |
| | 国、研究開発機関及びNUMOは、処分事業の実施主体としての技術的能力の蓄積が適時に行われるよう、NUMO自身による人材育成体制の強化はもとより、研究開発機関からNUMOへの技術移転の進め方や適切な仕組みについて具体的に検討すべき。また、JAEAにおける技術移転を念頭において長期的な人材交流やNUMOにおける高い水準での適切な技術伝承等の検討をすべき。 | 文科省 | JAEAは、NUMOとの技術協力協定に基づいて、技術者の派遣(現在5名、累計14名)や技術情報の提供を行っている(これまでの実績では、最高5年超の派遣期間、平均は概ね3年超)。なお、TRU廃棄物に関する記載追加による同協定改定を10月初旬に予定している。 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|------|------|---|
| | | 経産省 | <p>処分事業の進展や技術力の維持・向上を鑑み、長期的な視点に立ち、人材の確保および育成などを計画的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関からの技術移転については、研究機関の施設を利用した共同研究の実施や JAEA などとの人材交流を一層強めていくなどの具体策を固め、円滑な技術移転が進むよう、早急に調整していく。JAEA の知識データベースの利用についても、技術移転の観点から意見交換・協議を開始している。 ・技術力の蓄積について、これまでに整備・開発した、文献調査や概要調査計画立案のマニュアル、処分場の設計や性能評価を行う処分場概念構築システムなどを用い、文献調査あるいは概要調査段階の業務に関する演習を継続的に実施し、当面の業務に即応できる技術力を確保する。将来の業務遂行上必要となる技術の開発などを JAEA などと連携しながら進めることによって、技術力の向上を図っていく。また、設計など技術業務の意志決定支援機能を有する要件管理システムの開発や、マニュアル類および技術成果報告書の充実により、技術継承を行っていく。 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|--|------------------------------|--|
| (7) | 原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物の処分に関する基本的考え方を含む原子力政策を企画・審議・決定する者としての説明責任を果たす観点から、原子力政策に対する国民の御意見を聴くための会の開催や全国の広域自治体関係者との間で政策対話の機会等を充実していくべき。 | 内閣府 (原子力委) | 放射性廃棄物について国民の意見を聴く機会について、今後、適宜設けていく。 広域自治体関係者との対話については、これまで行なわれていた原子力委員長と立地自治体首長との意見交換に加え、平成20年(2008年)3月より原子力委員長による原子力発電所立地点以外の自治体首長との意見交換を行っており、これまでに13回実施した。 |
| (3) | 高レベル放射性廃棄物の安全な処分の実施を国民の理解と協力の下に進めていくためには、処分場の立地適地の選定段階から安全規制機関が実施主体の取組をレビューするなど適切に関与していくとともに、施設の設置から閉鎖の段階・事業の廃止段階に至るまでの間の各段階において、安全規制機関がその段階で得られる最新の知見を踏まえて安全な処分の実施について規制を的確に行うことが重要である。 | 内閣府 (原子力安全委員会) 経産省 | 原子力安全委員会では、安全審査指針等の策定にあたって最新の知見を反映するため、国際機関及び諸外国での廃棄物処分に係る最新の検討状況、事業・規制の動向に関する情報を適宜収集している。 処分場の立地適地の選定段階からの規制機関の適正な関与については、平成18年(2006年)9月の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会報告「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」において指摘されたところ。 現在、同小委員会では、保安院が実施している放射性廃棄物処理・処分に係る規制支援研究の今後の在り方について検討しているところであり、平成21年(2009年)9月を目途に報告書として取りまとめる予定だが、その中で、立地選定の各段階における調査結果の妥当性を判断するための判断指標を策定する旨を提示している。 |
| | 安全規制機関においては、そうしたレビューや規制の実施のための判断能力を適宜に備えるとともに、安全審査の際に求められる評価モデルの考え方、入力データの品質保証の在り方等について、あらかじめ事業者に提示していくべき。 | 内閣府 (原子力安全委員会) 経産省 | 原子力安全委員会では、特定放射性廃棄物の最終処分に関して、精密調査地区の選定開始時期(平成20年代中頃)までに、選定のための環境要件や安全審査基本指針を策定することとしている。これらの策定に必要な取組として、重点安全研究計画において特定放射性廃棄物の地層処分技術を特に重点化すべき研究内容として位置付け、平成21年(2008年)8月3日に取りまとめたところ。 上述の報告書において、保安院が規制に必要な能力を確立、維持すべきこととともに、早い段階で安全審査に向けた基本的考え方(安全設計の基本的要件や安全評価の基本的考え方)を示すこと、規制として活用するデータの品質のあり方については透明性を持って検討すべきことが提言されており、今後具体的な検討を進めていく。 |
| | 関係の事業者及び関係行政機関は、ガラス固化体の品質と安全確保との関係について、國民に分かりやすく説明できることが大切であり、このため、双方は、なるべく早い段階から処分の安全に係る審査の基本的考え方や関連する技術 | 経産省 | ガラス固化体の品質管理については、これまでの製造実績を踏まえ品質及び評価システムについて検討しており、今後も検討していく。現在、低粘性流体を含むガラス固化体の処分に関する環境影響評価の結果の妥当性を、ガラス固化体の製造者である日本原燃株からの委託 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|--|---------------|--|
| | 的 requirement の在り方について意見交換を行っていくべき。 | | により日本原子力学会が検討中。また、将来のガラス固化体の地層処分に係る安全審査においては、廃棄体、人工バリア、天然バリアの組み合わせを考慮した処分システム全体の安全性が確認されるが、合理的な審査を行う(例えば、安全評価において過度に保守的な条件とならない)ためには、ガラス固化体の製造時における記録が適切に取られていることが望まれる。その記録のあり方(適切に記録を取られることが望ましい製造時の記録等)について現在、日本原子力学会「地層処分対象放射性廃棄物の品質マネジメント」特別専門委員会で検討が進められており、その結果を総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会で審議した上で事業者に示していく。 |
| (4) | NUMOは、新たに認可された地層処分を行う長半減期低発熱放射性廃棄物の処分事業の実施主体として、高レベル放射性廃棄物の処分と併せて、当該廃棄物の処分に関し、立地に係る相互理解活動に十分に取り組んでいくべき。 | 経産省 | NUMOは、長半減期低発熱放射性廃棄物(TRU 廃棄物)の処分概念や安全確保の考え方を記した、高レベル放射性廃棄物(HLW)と TRU 廃棄物の統合版の公募関係資料を作成し、平成21年(2009年)4月に全国の市町村及び都道府県等に送付。わかりやすいパンフレットも改訂し広く配布し活用中。 |
| (5) | RI・研究所等廃棄物処分施設の立地を進めるに当たり、国は、前面に立った取組を行うとともに、JAEAは、原子力施設の立地に関する知見を有する機関との情報交換に努め、地域共生を含め、これまでの取組に関する知見や経験を収集し、これらを最大限活用しつつ効果的に進めるべき。 | 文科省 | 平成20年(2008年)5月の原子力機構法改正後、同年12月に国として定める「埋設処分業務の実施に関する基本方針」を策定し、その中で「国は、原子力機構が行う埋設処分業務が円滑に進むよう、原子力機構と一体となって埋設施設の立地に向けた活動に取り組む」と明記。 JAEAは、機構法第19条の規定に従って、国が策定した埋設処分業務の実施に関する基本方針(基本方針)に即した埋設処分業務の実施に関する計画(実施計画)を策定しているところ。実施計画の国による認可を受けて、埋設処分業務を開始する。その際、立地活動に関しては、原子力施設の立地に関する知見を有する機関と情報交換を行い、地域共生策を含め、これまでの取組に関する知見や経験を収集し、最大限活用して効果的に進めていく。 |
| (6) | 原子力委員会は、今後新たに行う放射性廃棄物の処理・処分に関する規制制度の整備においては、放射性廃棄物の性状から合理的な限りにおいて既存施設を活用することを可能にすることも含めて、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分が可能になるように働きかけていくべき。 | 内閣府 (原子力委) | 平成20年(2008年)12月に、文部科学省・経済産業省が研究施設等廃棄物(RI含む)の埋設処分の基本方針を定めた。この中で処分実施主体であるJAEAは日本原燃㈱と密接に協力し、廃棄物の種類によっては一元的な処分を検討することを含め効率的な処分体制の構築を図るとしている。また、安全規制機関は、RIやウラン廃棄物等の処分に係る法令改正や基準作成等の作業を始めている。 原子力委員会は、今後とも政策評価のフォローアップの中で、放射性廃棄物の処理・処分に関する活動を注視し、一元的な処理・処分について働きかけていく。 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|--|------|--|
| (7) | 原子力施設の廃止措置に関しては、事業者等は、先行的な事業であると認識しつつ具体的な取組を行いながら、クリアランス制度の内容、必要性、長所等に関する国民との相互理解活動に努めていくことが期待される。 | 文科省 | JAEAは、研究炉や核燃料施設の廃止措置を進めるとともに廃止措置等で発生したコンクリートくず及び金属くず等についてクリアランス制度を適用し再利用をしていく。今後、地元等の了解を得つつ、廃止措置及びクリアランスを進める。 |
| | | 経産省 | 東海発電所の廃止措置状況として日本原電ホームページにて、搬出加工実績や、テーブル、ベンチ、J-PARC の遮蔽体等への再利用実績等を公開し、制度定着を目指している。また、電力各社においても上記再利用品を購入・展示している。 規制機関においても、クリアランス制度を説明したパンフレットを作成し、広く配布しているほか、クリアランス確認証交付等の際には適宜報道発表を行うことにより、正確な情報提供に努めているところ。 |
| (8) | 放射性廃棄物の処理・処分は長期にわたって継続的に実施される取組であり、一層効果的かつ効率的にこれを行うことを可能にする技術を求めて研究開発を継続的に推進し、有効な新技術が見出された場合には、適宜にこれを採用していくべき。 | 文科省 | JAEAでは、将来の高速増殖炉サイクルにおいて放射性廃棄物の発生を抑制する技術、長寿命核種の短寿命化に関する技術等について、研究開発を進めている。 |
| | | 経産省 | 地層処分研究開発については、国、JAEA、国の委託事業の実施機関を中心にNUMOや電気事業者、規制機関を加え、基盤研究開発全体のマネジメントの中心的な機能を担う地層処分基盤研究開発調整会議が設置されている。この中では、基盤研究開発課題とNUMOが行う技術開発の課題との間で調整等が行われ、課題の重点化や体系化の検討を行う中でその時代の最近の知見や技術が活用されていくことになる。 |
| | 基礎・基盤的な知見・技術の充実あるいは透明性が求められる安全規制に係る知見の充実のための研究開発は国も分担すべきであり、事業者と国は研究開発ロードマップを共有することにより、それぞれの取組を効果的かつ効率的に推進すべき。 | 文科省 | 資源エネルギー庁及びその調査等事業実施機関、JAEA等の国の基盤研究開発を担う関係機関、NUMOを中心として、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構、電気事業者、日本原燃の協力を得て策定した「高レベル放射性廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画」(平成18年(2006年)12月)に基づき、適切な役割分担の下、各機関が連携・協力しながら効果的・効率的に研究開発を進めている。 |
| | | 経産省 | 地層処分研究開発については、国、JAEA、国の委託事業の実施機関を中心にNUMOや電気事業者、規制機関を加え、基盤研究開発全体のマネジメントの中心的な機能を担う地層処分基盤研究開発調整会議が設置されている。この中では、基盤研究開発課題とNUMOが行う技術開発の課題との間で調整等が行われ、課題の重点化や体系化の検討を行う中でその時代の最近の知見や技術が活用されていくことになる。 |

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
(H20.9.2 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|--|---------------|---|
| その他 | 原子力委員会は、関係行政機関等がこの提言も踏まえて放射性廃棄物の処理・処分に関する取組を適切に進めているかどうかについて、確認に努め、関係行政機関等に関連の取組状況について定期的に報告を求め、この提言を踏まえた取組の改善状況を確認し、状況を踏まえた適切な提言を行っていくべき。また、今後2年から3年の間、関係行政機関等が最大限の努力を重ねてもなお期待される成果が上がる見通しが得られないような場合には、高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書に立ち返って、再検討することの是非を審議するべき。 | 内閣府 (原子力委) | 原子力委員会は、関係省庁における取組状況のフォローアップを行っており、今後とも継続する。また、定例会等において、実施主体や研究開発機関等の取組状況に関するヒアリングを実施している。今後も、適宜ヒアリングを実施するとともに必要に応じて、適切な提言を行っていく。 |